

意見書案第 11 号

後期高齢者医療制度への国庫負担引き上げを求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第 13 条の規定により提出いたします。

平成 19 年 10 月 2 日

川崎市議会議長 樋 木 茂 哉 様

提出者 川崎市議会議員 潮 田 智 信

” 竹 間 幸 一

” 猪 股 美 恵

## 後期高齢者医療制度への国庫負担引き上げを求める意見書

来年4月から75歳以上の高齢者を対象にした後期高齢者医療制度が新たに発足する。75歳以上のすべての高齢者は、現在加入している国民健康保険や社会保険を脱退し、高齢者だけの医療保険に組み入れられることとなる。これまで家族に扶養され、保険料の負担がなかった人を含め、すべての75歳以上の高齢者が保険料の負担を求められ、しかも大多数の人が年金から「天引き」されることになる。保険料は今後、神奈川県後期高齢者医療広域連合で決められることになるが、厚生労働省では平均月6,200円になると試算している。

平均月4,033円の介護保険料と合わせると、月1万円を超える負担となる。そのほとんどが年金生活者であることからすれば、後期高齢者医療制度における保険料負担の軽減は、暫定的・緩和的軽減策で済むような事態ではなく、切実な問題である。

保険料負担を軽減するためには、公費負担、とりわけ医療給付費総額の25%とされている定率国庫負担金を引き上げることが必要となってくる。日本医師会もこの制度は「保険原理」でなく、「保障原理」で運営すべきとの立場から、国庫負担を中心に公費負担を段階的に90%に引き上げることがを提言しているとのことである。

また、後期高齢者医療制度などの医療改革に伴う電算システムに要する財政負担が地方自治体に新たにかけられている。

よって国におかれては、後期高齢者医療制度の改善のために、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 後期高齢者医療制度における国庫負担を引き上げる措置を講じることを強く求める。医療給付に対する国庫負担は12分の4を確保し、さらに国において「調整交付金」とは別枠で「調整額」を確保すること。
- 2 新しいシステムに対する国庫負担を増やして地方自治体への新たな財政負担を抑えること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣 あて  
総務大臣  
財務大臣  
厚生労働大臣